

○第244回動物用医薬品専門調査会議事概要メモ（公開）

日時：令和3年6月28日（月） 14：00～14：21

議事概要

- (1) 動物用医薬品（塩化ジデシルジメチルアンモニウム）に係る食品健康影響評価について  
審議の結果、「本成分の体重当たり及び1日当たりの推定摂取量は、当該EFSA及びEPAのADIの値を超えないことから、塩化ジデシルジメチルアンモニウムは、評価の考え方<sup>注</sup>の3の(1)に該当する成分であると判断され、現行のリスク管理の範囲で使用される限りにおいて、その食品健康影響は無視できる程度と考えられる。」とすることが了承され、食品安全委員会に報告することとされた。

注：「暫定基準が設定された動物用医薬品及び飼料添加物に係る食品健康影響評価の考え方について」（令和2年5月18日動物用医薬品専門調査会及び令和2年6月15日肥料・飼料等専門調査会決定。）（参考資料2）

\* 塩化ジデシルジメチルアンモニウム：

畜体に使用する消毒剤で、日本国内で動物用医薬品として承認されています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。